

さらに詳しく捜査すべきである(不起訴不当)とか、起訴すべき事件である(起訴相当)という議決があった場合には、検察官は送付された議決書を参考にして事件を起訴するかどうかについて再検討することになります。また、起訴相当の議決に対して検察官が起訴しない場合には、檢察審査会は再度審査を行い、その結果、起訴すべきとの議決(起訴議決)があった場合には、強制的に起訴の手続きがとられることとなります。

申し立ては無料で、審査会議は非公開で行われます。問い合わせ先 熊本檢察審査会(裁判所庁舎内)
☎ 325・2121

平成23年度あんま、はり、きゅう治療券の交付

対象者 町内に住所を有する40歳以上の人
内容

- 年間1人当たり20枚の交付
- 1回の治療につき700円の補助
- 施術業者指定あり(交付時にお渡しします)

手続き方法 印かんを持参のうえ、役場健康福祉課に備

え付けの申請書で申請をうけていただきます。

問い合わせ先

役場健康福祉課
☎ 286・3111
内線 131・132

毎月24日は「地デジボランティアの日」

デジサポ熊本では、パートナーとして「地デジボランティア」を広く募集しています。地デジボランティアの皆様には、特に高齢者を対象に地デジ準備の声掛け、念押し運動と、いまだ地デジの準備が済んでいない人をデジサポに紹介していただく活動をお願いしています。

身の回りでまだ地デジの準備をしていない人がおられたら、デジサポをご紹介ください。毎月24日を「地デジボランティアの日」と位置づけ、県内全域で地デジの声かけ運動を推進し、地デジ難民(アナログ終了後に地デジを見られない人)ゼロを目指して取り組みを進めています。

問い合わせ先 デジサポ熊本(総務省熊本県テレビ受信者支援センター)

☎ 312・5615

平日 午前9時〜午後6時(土・日・祝日除く)

役場企画財政課情報管理係

☎ 286・3111
内線 360

永年無事故運転者を表彰します

表彰の対象者

①御船地区交通安全協会の会員であること

②本年6月30日現在、運転免許証(原付免許を含む)を取得後10年、20年、30年または40年以上経過している人(同じ年数の表彰を2度受賞することはできません)

③本年6月30日から遡って10年、20年、30年または40年の間に交通事故を起こし、または交通法令に違反して行政または刑事上の処分を受けたことのない人

④本年6月30日から遡って過去3年間に交通違反(違反点数3点以内の軽微な反則行為を含む)がない人

申請(提出)期限

5月31日(火)

※申請書は、御船地区交通安全協会事務局または役場総務課防災係に備え付けています(窓口で記入する場合、

免許証と印かんが必要。

問い合わせ先 御船地区交通安全協会事務局(御船警察署内)

☎ 282・1110
内線 441

土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

期間

4月1日(金)〜5月31日(火)

※ただし、土・日、祝日を除く。

時間 午前8時30分〜午後5時15分

場所 役場税務課

縦覧できる人 固定資産税の納税義務者およびその同居の親族または納税管理人

持ってくるもの 納税通知書(課税明細書)、運転免許証

または健康保険証などの身分を明らかにできるもの

※併せて「固定資産税課税台帳」の縦覧もできます。ただし、縦覧期間を過ぎての閲覧については、手数料(1件につき300円)が必要となります。

問い合わせ先

役場税務課固定資産税係

☎ 286・3111
内線 145・146

農地の実勢賃借料について

平成21年12月15日の農地法改正に伴い、これまで農地の賃貸契約を結ぶ際の目安として農業委員会が定めていた標準小作料が廃止となりました。

つきましては、これまでの標準小作料に代わり、実勢賃借料を農地の賃貸契約を結ぶ目安として農業委員会が毎年情報の提供を行うことになります。

次の実勢賃借料は、益城町で平成22年1月から12月までの間に実際に締結された賃貸借契約を基に求めたものです。なお、あくまで目安となるものですので農地の条件等の状況もふまえ、お互いに十分話し合ったうえで金額を決定してください。

実勢賃借料(10a当たり)

	田の部	畑の部
農振農用地区域内	15,000円	11,000円
農振農用地区域外	13,000円	10,000円

問い合わせ先 町農業委員会事務局 ☎ 286-3111 内線 244